２　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正前高確法附則第十一条第二項において準用する改正前高確法第百四十七条第一項の規定により支払基金が発行した第五条の規定による改正前の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条に規定する債券は、第五条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十三条において準用する同令第三十五条及び第三十六条の規定の適用については、改正後高確法附則第十一条第二項において準用する改正後高確法第百四十七条第一項の規定により機構が発行した同令附則第十三条に規定する債券とみなす。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十二条の規定による改正前の介護保険法第百六十八条第一項の規定により支払基金が発行した第七条の規定による改正前の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十条に規定する支払基金介護保険債券は、第七条の規定による改正後の介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第二十七条及び第二十八条の規定の適用については、改正法第十二条の規定による改正後の介護保険法第百六十八条第一項の規定により機構が発行した同令第二十条に規定する機構介護保険債券とみなす。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に改正法第十九条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金が発行した第十一条の規定による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の十二に規定する基金流行初期医療確保措置債券は、第十一条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第九条の十九及び第九条の二十の規定の適用については、改正法第十九条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六条の三十二第一項の規定により機構が発行した同令第九条の十二に規定する基盤機構流行初期医療確保措置債券とみなす。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
防衛大臣　小泉進次郎

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十五号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに改正法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに改正法附則第三十三条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百七十六号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十四条第五項及び附則第四条の六第八項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第二項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項及び第百六十条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十四条第二項並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第八条の三の二第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項第三号及び第四号中「のいずれか」を「又は法附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

第六条の二を第六条の二の六とし、第六条の次に次の五条を加える。

（特定減額特例対象者が異なる被保険者の種別に係る資格を有する場合の読替え）

第六条の二　特定減額特例対象者（法附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。以下同じ。）が同条第二項の申出をした場合における法第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十三条」とあるのは、「附則第四条の六第三項」とする。

（法附則第四条の六第二項被保険者が被保険者資格を喪失した場合の措置）

第六条の二の二　法附則第四条の六第二項被保険者（法附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が、同条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により被保険者の資格を喪失する場合においては、法第十八条第一項の規定による機構の確認は要しないものとする。

２　法附則第四条の六第二項被保険者についての法第二十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四十三条第三項並びに法附則第九条の三第四項、第九条の四第五項及び第十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「のいずれか」とあるのは、「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」とする。